

《後期高齢者医療制度》

被保険者の皆さまへ **令和8年8月から**



医療を受けるときの 確認方法が変わります

有効期限

が令和9年7月31日
となります

後期高齢者医療制度では、年齢やマイナ保険証の保有状況に応じて、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお届けします。

- 85歳以上の方 → 全員に新たな「資格確認書」をお送りします。これまで通り、「マイナ保険証」又は「資格確認書」で受診できます。
- 84歳以下でマイナ保険証をお持ちでない方 → 新たな「資格確認書」をお送りします。これまで通り、「資格確認書」で受診できます。
- 84歳以下でマイナ保険証をお持ちの方 → 「資格情報のお知らせ」をお送りします。「マイナ保険証」で受診できます。

- 「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません。マイナ保険証と一緒に持ちください。
- マイナ保険証での受診が難しい場合は、同封の申請書を市町村窓口へ提出すると資格確認書を発行できます。
- ①新しい資格確認書・資格情報のお知らせは、お住まいの市町村から7月下旬までに郵送または市町村窓口等でお届けします。
- ②医療機関等での一部負担金の割合は1割、2割、または3割です。

資格確認書（見本）

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	令和 9年 7月 31日
交付年月日	令和 8年 8月 1日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住 所	うるま市石川崎1丁目1番1号
姓 名	後期 太郎
性 別	男
生年月日	昭和 26年 1月 1日
資格取得年月日	令和 8年 1月 1日
負担割合	1割
発効期日	令和 8年 1月 1日
医療区分	区分II
発効期日	令和 8年 1月 1日
長期入院該当日	令和 8年 2月 1日
特定医療区分	区分A
発効期日	令和 8年 3月 1日
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	3 9 4 7 0 0 0 0 沖縄県後期高齢者医療広域連合 公印

ジェネリック医薬品 お願いカード

私はジェネリック医薬品の処方を希望します



「ジェネリック医薬品お願いカード」
がついています。

利用の方法は、新しい資格確認書についての
説明をご覧ください。

資格情報のお知らせ（見本）

資格情報のお知らせ	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
姓 名	後期 太郎
性 別	男
生年月日	昭和 26年 1月 1日
資格取得年月日	令和 8年 1月 1日
負担割合	1割
発効期日	令和 8年 1月 1日
医療区分	区分II
発効期日	令和 8年 1月 1日
長期入院該当日	令和 8年 2月 1日
特定医療区分	区分A
発効期日	令和 8年 3月 1日

赤い枠を切り取って、
マイナ保険証と一緒に
お持ちください。

お住まいの市町村窓口で申請
することにより、ご自身の自己
負担限度額の限度区分等を
記載することができます。

マイナ保険証を ご利用ください



マイナ保険証を 使うメリット

- データに基づくより良い医療を受けることができる
- 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録をしていない方は、以下の手続きが必要です。

- ①マイナンバーカードの申請
- ②マイナンバーカードを保険証として登録

マイナンバーカードの健康保険証利用
についてのお問い合わせ

マイナンバース総合フリーダイヤル
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間
(年末年始を除く) 平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

お問い合わせ

お住まいの市町村

(後期高齢者医療担当窓口をご確認ください)

または

沖縄県後期高齢者医療広域連合

資格確認書・資格情報のお知らせに関するお問い合わせは

管理課 ☎ **098-963-8012**

事業課 ☎ **098-963-8013**

ジェネリック医薬品お願いカードに関するお問い合わせは